

## 京都市建設局総合評価方式（業務委託）に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領

### （目的）

第1条 本要領は、京都市建設局が実施する調査・設計等の委託業務に関する総合評価方式について、「京都市建設局総合評価方式ガイドライン（案）【業務委託編】平成30年9月 京都市建設局」に基づき、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格で契約の申込みがあった場合に、その申込みをした者によりその価格によって当該契約の内容に適合した履行がされるか否か（以下「履行の確保」という。）を調査し、その者を落札者とするものの可否を決定するために次のとおり定めたものである。

### （低入札価格調査制度を適用する業務）

第2条 総合評価方式を採用する調査・設計等の委託業務とする。

### （対象業務の周知）

第3条 対象業務である旨の入札参加者に対する周知は、入札公告により行う。

### （入札の取扱い）

第4条 最も高い評価値の入札参加者が調査基準価格を下回った場合には、落札決定を保留し、最も高い評価値の入札参加者（以下「調査対象者」という。）に対して調査を行うものとする。

2 調査対象者が調査に協力しない場合は、調査対象業務について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定するものとする。

### （調査基準価格の算定基準）

第5条 京都市行財政局財政部契約課所管条例・規則・要綱等のうち、「工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」において、「最低制限価格」を「調査基準価格」に読み替えて、準用する。

なお、調査基準価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（ランダム係数）を乗じないものとする。

### （価格による失格基準）

第6条 第4条第1項にかかわらず、調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額を下回る価格で入札を行った場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定し、落札者とししないものとする。

### （調査）

第7条 調査は、契約担当課及び業務委託担当課の職員が別表により共同して行う。

### （調査項目）

第8条 調査対象業務に応じて、おおむね次のような調査項目により、調査する。

- (1) 当該価格により入札した理由、積算の説明
- (2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- (3) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- (4) 手持機械の状況（測量又は調査業務に限る。）

- (5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者
- (6) 経営内容等
- (7) その他の必要な事項

2 第5条、第6条、第7条、第8条第1項に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、別に定めることがある。

(提出資料)

第9条 第8条の調査を行うに当たり、調査対象者は、契約担当者があらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに、次に定める資料及びその添付資料を提出すること。

- (1) 当該価格により入札した理由書（業務様式1）
- (2) 入札価格の内訳書（業務様式2）
- (3) 当該契約の履行体制（業務様式3）
- (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況（業務様式4）
- (5) 配置予定技術者名簿（業務様式5）
- (6) 手持機械の状況（測量又は調査業務に限る。）（業務様式6）
- (7) 過去3年間において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（業務様式7）
- (8) 直前3ヶ年（2期分）の事業（営業）年度に係る計算書類（決算報告書の写し）
- (9) その他、調査を行うに当たり、担当者が必要と認める資料

(履行の可否の判断等)

第10条 業務委託担当課長は、京都市建設局技術審査委員会に対して、履行の可否について別記様式により、京都市建設局技術審査委員会に報告を行い、承認を求めなければならない。

2 京都市建設局技術審査委員会は、業務委託担当課長の報告を参考にして、履行の可否について判断する。

(履行が可能と判断した場合)

第11条 調査の結果、調査対象業務について契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに業務委託担当課は契約担当課へ回答する。それに基づき、契約担当課は直ちに当該調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して落札者を決定した旨を知らせるものとする。

(履行が可能と判断できない場合)

第12条 調査の結果、調査対象業務について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、直ちに業務委託担当課は契約担当課へ回答する。それに基づき、契約担当課は直ちに当該調査対象者に落札者としないう旨を通知し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も高い評価値の入札参加者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知す

るとともに、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を知らせるものとする。  
ただし、次順位者の入札価格が、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格である場合は、その者について調査を行うものとする。

2 第7条から第11条までの規定は、第12条第1項のただし書の規定による調査について準用する。

(調査を経て契約を締結した場合の業務における付加要件)

第13条 調査対象者は、調査を経て契約を締結した場合は、次の要件を実施するものとする。

- (1) 配置予定管理技術者とは別に、配置予定管理技術者の要件を満たす補助担当技術者を1名配置すること。
- (2) 「土木設計業務等委託必携 京都市」のうち、「I 共通仕様書」に定められた各照査段階において、同等の能力を有する他の同業者に照査を受け、業務委託担当課へ報告すること。(ただし、共通仕様書に定められていない場合は、この限りではない。)

附 則

この要領は、平成30年9月21日から施行する。

別表（第7条関係）

調査項目	調査内容及び方法	調査の要否	履行の可否の判定基準
(1) 当該価格により入札した理由、積算の説明	ア 積算内訳書の提出を求め、当該入札価格で当該業務委託の品質確保が可能かを確認する。	調査必須項目	申出事実が確認されれば適当であると判断する。
	イ 再委託業者を予定している場合には、予定している履行体制図及びその再委託業者からの見積書等の提出を求め、再委託に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。また、必要に応じて、再委託業者に確認する。	再委託業者を予定している場合は、調査必須項目	申出事実が確認されれば適当であると判断する。
(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	ア 技術者の配置については、以下のとおりとする。 (ア) 当該業務委託に係る技術者について、配置予定を確認し、他の手持の建設コンサルタント業務の状況との関係を確認する。 (イ) 予定技術者について、名簿の提出を求め入札者の雇用関係を確認する。 (ウ) 予定技術者については、入札公告又は入札公示後に入社させた者を配置していないかを確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。
	イ 履行体制については、当該業務を履行するうえで、必要となる技術者が配置されているか確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。
(3) 手持ちのコンサルタント業務等の状況	配置を予定する技術者ごとに、関連する手持業務の状況から、当該業務を遂行できることが可能か確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。
(4) 手持機械の状況 (測量又は調査業務に限る。)	当該工事において手持ちの機械等を使用している場合、所属等を証する資料等で確認する。	調査必須項目	申出事実が確認されれば適当であると判断する。
(5) 過去に受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	ア 過去に履行した業務の履行体制及び請負代金内訳書について2～3例の提出を求め、内容を確認する。また、必要に応じて、発注者に確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。  粗雑業務等がなくおおむね適正に履行されたことが確認されれば適当であると判断する。
	イ 本市発注の業務の実績があれば、成績評定点等を調査する。(成績評定点は、受注者には問わない、発注者自ら調査する。)		
(6) 経営内容等	決算報告書の写し(2期分)の提出を求める。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。

低入札価格調査制度調査実施報告書

委託名			
履行場所			
調査対象業者			
入札日	年	月	日
入札額（調査額）	円	調査日	年
		設計額	月
			日
			円

調査項目	内容
(1) 当該価格により入札した理由、積算の説明	
(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	
(3) 手持の建設コンサルタント業務等の状況	
(4) 手持機械の状況（測量又は調査業務に限る。）	
(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者	
(6) 経営内容等	
(7) その他の必要な事項 ( )	

上記のとおり、京都市建設局総合評価方式（業務委託）に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領「第7条（調査）」により、（契約担当課）行財政局財政部契約課及び（業務委託担当課）局 部 課が共同して調査を実施したことを報告します。

業務委託担当課所見

--

上記のとおり、履行の可否について意見を表明する。

平成 年 月 日 （業務委託担当課長）

印